

「認知症施策部会」の設置について

1. 目的

本市における認知症施策の総合的な推進に向け、高齢者福祉専門分科会に本市の認知症施策を専門的・集中的に審議する「認知症施策部会（仮称）」（以下、「部会」という。）部会を設置する。

なお、現在、国会にて認知症基本法案を審議中であり、法成立後は、「市町村認知症施策推進計画」を策定する必要がある（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画を一体の計画として位置付ける方向）ことを見据えた部会である。

2. 経過

認知症施策は、これまで高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中に包含され、一体的に実施していくものとして、保健福祉部会、介護保険部会において、審議されてきた。第7期計画においては、認知症の人への支援を「重点的な課題と取組み」に位置付け、認知症の人にやさしい地域づくりを推進している。

平成30年度までは、認知症施策にかかる各課題について、有識者からご意見をいただきながら検討を実施してきたが、平成30年2月に市長による「認知症の人をささえるまち大阪宣言」が出され、市として重点的に認知症施策に取り組む必要があることから、令和元年度より、有識者からなる「懇談会等行政運営上の会合」の位置づけで「大阪市認知症施策に関する有識者会議」を設置した。

令和元年度は、主として認知症初期集中支援推進事業に関する検討を行う有識者会議を2回実施している。

3. 認知症施策部会の必要性

大阪市の認知症施策は、認知症強化型地域包括支援センターの設置や認知症アプリの開発、全国に先駆けた初期集中支援推進事業や認知症サポーター地域活動促進事業のモデル実施など先進的に取り組んできた経過があり、平成30年2月には市長による「認知症の人にやさしい大阪宣言」が出されている。

また令和元年度は、6月に国において「認知症施策推進大綱」（以下、「大綱」という。）が示され、今国会で「認知症基本法案」（以下、「法案」という。）の審議がなされているところであり、全国的にも認知症施策を総合的に進めていくよう要請されている（詳細は(1)～(5)参照）。

こうした背景の中、認知症施策にかかる有識者が参加して、専門的・集中的に審議する市長の付属機関としての認知症施策部会を高齢者福祉専門分科会に設置し、これまで先進的に取り組んできた本市の認知症施策を評価・検証し、さらに取組を強化する必要がある。

(1) 本市における施策を推進するための宣言「認知症の人にやさしいまち大阪宣言」

- ・平成 30 年 2 月に、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指し、あらゆる世代や立場の人が協力して、認知症の人にやさしいまちづくりに取り組むことを市長が宣言。

(2) 国における大綱の制定

- ・令和元年 6 月、国として認知症施策を福祉分野だけでなく、医療や教育なども含めて総合的に推進していくこととして大綱を認知症施策推進関係閣僚会議にて決定。
- ・大綱には、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症への支援・社会参加、⑤研究開発・産業促進・国際展開の 5 つについて推進していくことが示されており、それぞれに目標（KPI）が定められている。

(3) 法案の国会審議

- ・認知症施策を国・都道府県・市町村ともに推進していくことを定めた法案を国会にて審議中。
- ・教育、地域づくり、雇用、保健、医療なども含めて総合的に推進することが規定されている。
- ・また、市町村において認知症施策を推進するための計画策定が努力義務として示されている。

(4) 次期各種計画への認知症施策の反映

- ・国において大綱が示されており、それに関する市町村の指針も発出される方向であり、その指針に基づいた本市施策を次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に反映する必要がある。

(5) 第 8 期大阪府高齢者計画

- ・大阪府は、国会での認知症基本法成立、国の認知症施策推進基本計画策定を見込み、令和 2 年度の大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会において、大阪府認知症施策推進計画を高齢者計画の中に位置づけ、策定に向け審議する予定としている。

4. 部会で審議する内容

- (1) 計画に掲げるべき事項及びその内容の検討
- (2) 大綱に沿った本市の目標値の設定
- (3) 計画における認知症施策の進捗管理等

施策の取り組み実績と評価、課題と今後の方向性等について

※認知症基本法が施行された場合、法で定める計画に対する審議等を行う。

5. 部会の設置方法

部会の設置にあたっては、大阪市社会福祉審議会条例施行規則（以下、「施行規則」という。）及び大阪市社会福祉審議会運営要綱（以下、「運営要綱」という。）に次のとおり規定がある。

条例等	内容	規定	詳細	
大阪市社会福祉審議会条例施行規則	審査部会設置	第5条第1項	審議会は、必要に応じて専門分科会に部会を置くことができる。	社会福祉審議会が部会を設置することができる
大阪市社会福祉審議会運営要綱	議決	第2条第2項	審議会は、専門分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる	専門分科会において、部会設置が可能
	部会設置	第4条第1項	審議会は、市規則第5条第1項の規定により、高齢者福祉専門分科会に別表第2に掲げる部会を、地域福祉専門分科会に別表3に掲げる部会を置くものとする。	部会の名称、所掌事項の規定

上記のとおり、新たな部会を設置するためには審議会での議決が必要となる。
ただし、専門分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

6. 部会設置した場合の所掌事務(案)

新たな部会設置とした場合には、運営要綱別表第2は次のとおりとする。

(別表第2)

名称	所掌事項
保健福祉部会	大阪市高齢者保健福祉計画に関する事項及びその他高齢者施策（介護保険事業及び認知症施策に係るものを除く。）の推進に関する事項
介護保険部会	大阪市介護保険事業計画に関する事項及び介護保険事業の円滑な実施に関する事項
認知症施策部会	認知症施策の推進及び円滑な事業の実施に関する事項

7. 部会の委員(案)について

部会の委員は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と調和のとれた計画の策定（法案第13条第2項※）を行わなければならないことから、本市の認知症施策を構築していくうえで必要な地域医療関係者や福祉の学識者、認知症専門医、認知症対応型事業所の関係者、若年性認知症支援の関係者に加え、権利擁護の観点から弁護士を部会委員と想定している。（委員のうち一部は臨時委員（部会のみ委員）を想定）

なお、部会の委員は、大阪市社会福祉審議会条例施行規則第5条第2項により、「部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員で組織する。」と規定されているため、社会福祉審議会委員長の指名により選任される。

※法案第13条第2項

市町村計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8. 部会の開催スケジュール

部会の開催は、計画策定年度については、基本的に他の保健福祉部会及び介護保険部会と同様のスケジュールにて実施する方向。

また認知症施策を推進させるため、専門的・集中的に審議する場とすることから、年1回程度、施策の取り組み実績と評価、課題と今後の方向性について審議する。